

(平成26年3月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月15日

申立期間に賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録によると、当該賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳及び平成19年6月分の支給控除一覧表により、申立人は、同年6月15日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 15 日

申立期間に賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録によると、当該賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳及び平成19年6月分の支給控除一覧表により、申立人は、同年6月15日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月15日

申立期間に賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録によると、当該賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳及び平成19年6月分の支給控除一覧表により、申立人は、同年6月15日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における1回目の船員保険被保険者資格の取得日は昭和22年12月1日、同喪失日は23年2月14日、2回目の同取得日は同年12月1日、同喪失日は24年1月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から24年4月1日まで
申立期間は、B社（後に、A社）で船員として勤務していたが、年金記録が確認できない。
申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和22年12月1日から23年2月14日までの期間及び同年12月1日から24年1月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人と同姓同名で、生年月日も一致する基礎年金番号に未統合となっている船員保険被保険者記録が確認でき、当該未統合記録は、22年12月1日に船員保険被保険者資格を取得し、23年2月14日に同資格を喪失しており、その後、同年12月1日に、再度、同資格を取得し、24年1月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、申立人と同窓生で、B社のC支店長の孫とする者の名前を挙げているところ、同人は、「当時、私の祖父はB社のC支店長であり、申立人が、同社の船員として勤務していたことを記憶している。」と供述していることから判断すると、上述の申立人と同姓同名の未統合記録は、申立人に係る船員保険の被保険者記録であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、オンライン記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和21年3月1日から22年12月1日までの期間、23年2月14日から同年12月1日までの期間及び24年1月1日から同年4月1日までの期間について、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は既に解散していることが確認できる上、当時の事業主は所在が不明であることから、申立人の当該期間に係る勤務実態、船員保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた当時の同僚3人は、いずれも所在が不明である上、申立人が名前を挙げた上述の同窓生は、「申立人がB社の船員として勤務していたことは記憶しているが、私は同社に勤務していなかったため、それ以上の詳しいことは分からない。」と供述していることから、申立人の当該期間に係る申立内容について確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、昭和21年3月1日から22年12月1日までの期間について、全国船舶所有者索引簿によると、当該事業所は、同年12月1日に船員保険の適用船舶所有者となっており、当時は適用船舶所有者でなかったことが確認できる。

加えて、昭和24年1月1日から同年4月1日までの期間について、申立人は、「当該事業所を退職した具体的な時期は記憶していないが、当時の船長よりも前に退職している。」と供述しているところ、船員保険被保険者台帳によると、当該船長は、当該事業所における船員保険の被保険者資格を同年1月10日に喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月から 32 年 4 月まで
申立期間は、A社B出張所に勤務し、配送業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時のものとする名刺及び申立人の勤務状況に関する具体的な供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、A社B出張所に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、申立人が勤務していたとするA社B出張所が厚生年金保険の適用事業所に該当した記録は無く、複数の同僚の供述から、同社同出張所に勤務していた従業員については、同社（本社）において同保険を適用する取扱いであったと考えられるところ、同社（本社）は、「当時の資料が無いため、申立期間当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、「当時、A社B出張所に勤務していたのは、私と先輩の同僚の二人のみであった。」と供述しているところ、名前を挙げた同僚は、姓のみの記憶であるため、個人を特定することができないことから、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることができない上、A社（本社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を確認したものの、当該同僚と考えられる厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A社（本社）に係る被保険者名簿により、申立期間及びその前後の期間において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、

生存及び所在が確認できた 21 人に照会し、13 人から回答が得られたところ、このうち、自身の入社時期を記憶している 7 人は、自身が記憶する入社時期からそれぞれ 2 か月後から 2 年 5 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該 7 人のうち 5 人は、「A 社に採用された当初に、試用期間があった。」と供述している。

加えて、A 社（本社）に係る被保険者名簿を確認したものの、申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。